

令和6年

# 第1回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和6年5月10日

閉会 令和6年5月10日

忠岡町議会

令和6年 第1回忠岡町議会臨時会会議録

令和6年5月10日午前10時、第1回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席であります。会議は、成立しております。

ただいまから、令和6年第1回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第1回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 忠議第1号 忠岡町議会会議規則の一部改正について

日程第5 議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第1回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和6年第1回忠岡町議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度は、抜本的な組織改革を実施いたしました。大きなトラブルもなく、スムーズに移行することができました。見直しによる効果を発揮し、住民サービスの向上と質の高い行政サービスが提供できるよう頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金につきましては、来月、申請書を発送できるよう鋭意事務作業を進めているところであり、これらの世帯や非課税世帯に属する18歳以下の子供に対する給付金につきましても、順次、申請書を発送できるよう作業を進めているところでありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

本臨時会には、マイナンバー法の改正に伴う条例の一部改正案をご審議いただきますが、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、2番・今奈良幸子議員、4番・小島みゆき議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査の報告をいたします。

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和6年3月26日に行いました内容で、帳簿等は、令和6年2月29日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配付いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 河瀬成利

議長（北村 孝議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 忠議第1号 忠岡町議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。本件については、提出者の是枝議員より提案理由の説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠議第1号、忠岡町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、議会運営の見直しに伴い、地方自治法第100条第12項の規定による協議ま

たは調整を行うための場として、議会広報委員会を定める改正を行うものであります。また、あわせて、規定の整備を行うものであります。

どうかよろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきまして、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

(「午前10時08分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

先刻、総務事業常任委員会に付託し、休憩中に審査いたしました、日程第5 議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを、再度議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号を議題といたします。

議長(北村 孝議員)

先刻の本会議において、総務事業常任委員会に付託いたしました議案第28号について、内容の審査をした結果についてを、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

本日開催の本会議において、本委員会に付託されました1件の案件につきましては、即日、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきま

して、会議規則第41条1項の規定によりご報告いたします。

議案第28号、忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、審査報告書のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論がありました。

まず、反対討論といたしましては、本条例改正案は国のマイナンバー法の一部改正に伴うものでありますが、情報提供できる事務を規定している法別表第2が廃止されることにより、国会の承認なしにマイナンバーの利用拡大がされることになる。行く行くはマイナンバーの民間への利活用ができ、プライバシー権の侵害がさらに大きくなるため反対という意見がありました。

一方、賛成討論としましては、マイナンバー制度には反対であるが、市町村には法に従う義務があり、法の内容に関与する権限は市町村にはない。よって、賛成せざるを得ないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で可決となりました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について報告を終わります。

令和6年5月10日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まずは、反対討論でございます。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

この条例案は、国のマイナンバー法の一部が改正されることに伴い、現在、法で定められている情報提供できる業務の範囲規制を廃止し、省令で規定することによって、法改正



なしでマイナンバーを利用拡大できることとなります。将来的には、マイナンバーを民間への利活用できることにつながります。委員会の審議の中で、今回、条例改正をすることによって、現在影響はないが、将来についてはどうなるか分からないという答弁もありました。

昨年、マイナンバーと保険証や口座のひもづけ間違いが発生し、国は全点検を行うことになりました。また、最近では、マイナンバーカードを使用した犯罪も問題となっています。今まで、マイナンバーを利用した業務を国会で審議ができる法律として定められていたのは、個人情報保護の重要性があったからではないでしょうか。利便性を求めるあまり、個人情報の保護の重要性が薄れる懸念を感じます。

また、委員会の中では、国の法律が変わるから、条例改正を受け入れざるを得ないという意見もありました。しかし、今、国会では地方自治法改正案が衆議院で審議されています。この改正案は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国が地方自治に対して発動できる指示権を新たに導入される改訂案であります。憲法第92条には、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づくとあります。地方自治体の役割は、国の悪政の防波堤として責任を負うことでもあります。国の法律が変わるから仕方がないという考えは、地方自治体の役割を自ら否定することにならないでしょうか。

以上の点から、今回の改正案には反対します。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

反対の立場から討論させていただきます。ごめんなさい、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの総務常任委員会のほうでも、賛成の討論をさせていただいたんですけども、補足で申し上げさせていただきます。

今回の条例改正ですけども、あくまでも、法改正に伴う条例改正です。私も、先ほどの常任委員会で、私自身マイナンバー制度反対だということを申し上げました。法律、憲法も含めてですけども、上位法ですよ。憲法、法律に基づかない条例制定は無効であるということも、地方自治法にはっきりと明記されています。どこまでいっても、以前も申し上げましたけども、悪法も法なりということで、法律には従わざるを得ないということです。ですので、法律の内容、まあ法改正の内容に異議がある場合は、市町村、都道府県も含めた地方公共団体ではなくて、国、国会に対して言うべき内容であって、我々忠岡町を含む地方自治体に権限のないことを言ってもこれは仕方のない話です。ですので、私も含めて、一日も早く政権がかわって、このマイナンバー法をですね、それにひもづくいろんな制度

を早く改善してほしいと切に願いながら、今回はどうしようもないと。法に明記されているというところで、条例改正は致し方がないというところで、賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

反対の立場から討論いたします。

マイナンバー法については、法律改正、条例改正により、マイナンバーの利用範囲の拡大、つまり、情報のひもづけの拡大、健康保険証の一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大などが行われていきました。

健康保険証の廃止については、任意であるはずのマイナンバーカード取得を事実上、強制することになりかねず、現在もある不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる困難を招くものと危惧されています。このように、情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では見られないような、マイナンバーに多くの情報をひもづけするやり方は認めることはできません。

地方は権限がないという意見もありましたが、やはり憲法に保障された地方自治を踏みにじろうとしているこの本条例案には反対をいたします。

それから続きです。すみません。地方には権限がないということではありますが、それならば、なぜこの本会議ですね、忠岡町の本会議で賛否を取るのか。というのは、やはり憲法に保障された地方自治が、なぜ賛否を取るのかということでありまして、やはり憲法で保障された地方自治、これの権利があるからということでありますので、この条例案には反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第6 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、議長より指名をいたします。

まず、総務事業常任委員会委員には、

今奈良幸子議員 是枝 綾子議員 松井 匡仁議員

前川 和也議員 勝元由佳子議員 そして、私、北村。

以上の6名でございます。

次に、福祉文教常任委員会委員には、

河瀬 成利議員 小島みゆき議員 二家本英生議員

三宅 良矢議員 尾崎 孝子議員 河野 隆子議員

以上の6名でございます。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、ただいま指名した議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、議長より指名をいたします。

議会運営委員会委員に、

小島みゆき議員 是枝 綾子議員 松井 匡仁議員

前川 和也議員 勝元由佳子議員

以上の5名でございます。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

ただいまの指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、ただいま指名した議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。13時30分から再開いたします。

（「午後1時13分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

この際、ご報告をいたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会等の正・副委員長の互選を行いました結果、

総務事業常任委員会委員長に松井 匡仁議員、副委員長に前川 和也議員、

福祉文教常任委員会委員長に三宅 良矢議員、副委員長に河野 隆子議員、

議会運営委員会委員長に前川 和也議員、副委員長に松井 匡仁議員、

以上のとおり、それぞれ満場一致をもって選任されましたので、ご報告申し上げます。

議長（北村 孝議員）

また、そのほかの委員についても、既に協議の上、選出されておりますので、結果を報

告いたします。

議会広報委員会委員に、

小島みゆき議員 二家本英生議員 松井 匡仁議員

尾崎 孝子議員 勝元由佳子議員

また、互選の結果、

議会広報委員会委員長に尾崎 孝子議員、副委員長に二家本英生議員、

以上の方々が選出されておりますので、ご報告をいたします。

議長（北村 孝議員）

この際、日程を追加したいと思います。

追加議事日程を事務局長に報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第1回忠岡町議会臨時会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第8 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第9 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

以上の3件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認め、以上の3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務事業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。よって、総務事業常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第9 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

以上で、本臨時会に付議された事件は、滞りなく全て議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案いたしました議案について慎重にご審議いただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、先般、民間の有識者でつくる人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体についてということで話題となっておりました。20から39歳の女性人口が減少し続ける限り出生率は低下し続け、人口の減少に歯止めがかからず、最終的には消滅する可能性が高いのではないかと推測したものでありまして、2050年までの間に全1,729自治体のうち744自治体、実に43%の自治体が消滅可能性自治体とされました。本町は該当しておりませんが、府内でも12市町村が該当しておりました。改めまして、魅力あるまちづくりを推進していく必要があると認識したところでございます。引き続き、住民に選択されるまちとなれるよう、諸施策を検討してまいりたいと考えております。

新年度も約1か月が過ぎましたが、誰もが幸せを実感できる忠岡をつくるため、課題解決に向け、スピード感を持って諸施策を推進してまいりますので、議員の皆様方におかれましても、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、議員の皆様方には、ますますのご健勝にてご活躍されるよう、心からご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

これをもって、令和6年忠岡町議会第1回臨時議会を閉会いたします。

長時間大変ご苦勞さまでございました。

（「午後1時36分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年5月10日

忠岡町議会議長 北村 孝

忠岡町議会議員 今奈良 幸子

忠岡町議会議員 小島 みゆき